

生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月30日

生駒市公平委員会委員長 吉田 豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「及び副主事」を「、副主事及び事務員」に改める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。